

(平成24年9月20日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係

1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 2 月 2 日から同年 9 月 1 日まで

A社に勤務した申立期間の標準報酬月額を、給与支給額と未払賃金支給額を合算した標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を退職した後、同社から未払賃金を受け取ったとしているところ、同社が保管する申立人に係る「平成 20 年賃金台帳」及び申立人が所持する預金取引明細表の記載内容から、平成 20 年 3 月及び 4 月の 2 回、同社から申立人に対して未払賃金が支払われたことが確認できる。

しかしながら、A社が保管する申立人に係る「平成 19 年賃金台帳」において、申立期間に係る給与からは標準報酬月額 16 万円に見合う厚生年金保険料が控除されたことが確認できるところ、当該標準報酬月額はオンライン記録と一致している。

また、A社は、「当社は、申立人に対して未払賃金を支払ったが、それからは厚生年金保険料を控除しておらず、申立人の給与から控除した厚生年金保険料は、『平成 19 年分賃金台帳』に記載されている金額のみである。」と回答している上、未払賃金について記載されている「平成 20 年賃金台帳」には厚生年金保険料の控除の記載が無く、申立人も、「給与から控除された厚生年金保険料のほかに、厚生年金保険料を支払っていない。」としている。

このほか、申立人の申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人は、厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。